

教職員のワークルールクイズ

労働安全衛生法は労働者の安全と衛生についての基準を定めた法律です。50人以上の職員の学校においては衛生管理者を、50人未満の職員の学校においては衛生推進者を選任する必要があります。

労働安全衛生規則第23条で衛生委員会は何回以上開催しなければならないとされているでしょうか。

次から選んでください。

- ①毎週1回以上 ②毎月1回以上 ③毎年1回以上

応募方法 はがき・FAX・メールで

- 1 答 2 所属分会 3 氏名
4 高教組への一言等、自由に一言
(クイズ以外の内容もOK。次号高教組情報に、無記名でご紹介します)

以上を記入の上、2月16日(金)までに応募して下さい。正解者の中から抽選で10名に1,000円分の図書カードを進呈します。

宛先 〒020-0883 盛岡市志家町11-13
高教組 情宣部 クイズ係
FAX 019-653-2285
E-mail iwako@jtu-iwako.jp

クイズ前回の解答

③寒冷地手当

再任用教職員には寒冷地手当、扶養手当、特勤勤務手当等は支給されません。引き続き改善を求めていく必要があります。

2017年12月22日出題 「クイズ」当選者発表

<当選者>

齋藤賢一(視覚支援) 菅原牧子(となん支援) 猪股晃(花北青雲) 瀬戸睦宏(遠野)
高橋寿晴(杜陵奥州校) 鈴木泰子(気仙支援) 小野寺攻(釜石商工) 高橋康彦(一戸)

以上

喜怒哀楽

- 退職後のことを考えなければならない年齢にヒタヒタと近づいています。②と③で迷いましたが、感で答えました。パズルは楽しく、ワークルールクイズはよい意味でいろいろなことを考えてしまいます。(ですからいい問題です)。
- 再任用 人ごとでなくなってきました。これだけ学校現場でいろいろ抱え込みつらい日々です。60歳で解放されるはずが、退職金でローンを払う予定の人も多数いるはずですが、生活を破壊するようなルール変更はふざけるな!!!!
- 再任用277日。今回のクイズは、再任用なのでとても簡単でした。ワカサギ釣りが始まります。相撲も。
- 先日は図書カードありがとうございました。今回のクイズは自信ないです。なんとなくですが、先輩には聞きにくくて…アハハ
- 先輩方の組合活動のおかげで、岩手県にもたくさんの栄養教諭が任用されました。栄養教諭5年となりますが、学校教育の中でこれからもっと必要となる仕事だと感じています。また、栄養教諭も高教組や日教組の研修会等に参加で

きることは、嬉しいものです。1人仕事の状況なので、なかなか参加できないことも多いですが、情報誌はきちんと読んでいますよ!

- 初4おわりの転勤です。あまり希望を言ってはいけないのでしょうか?
- 今冬も教え子に依頼してサンタがうちにやってきました。小1の次男と幼稚園年中の三男は大喜びですが、小4の長男は「しらーとしたムード」で教え子に申し訳ない態度をとってしまいました。ごめんなさい。来冬は私が教え子たちの家にサンタをする約束をしています。そんな長男でしたが念願の「ドローン」をもらって喜んでました。
- 1年前にも書きましたが、今年もまた忘年会が中止になりました。3年連続です。今年こそはと楽しみにしていた先生方も多かったのですが…。頑張れ校長!!
- 仕事より家族の健康が一番。この気持ちはいつまでも変わりません。